

条例改正について（いわゆる「白面撮り被害」への対応）

条例改正の背景

SNSを通じて児童虐待や児童虐待などの性被害にあった青少年は毎年過去最多を記録しています。また、児童虐待の事例のうち、いわゆる「白面撮り被害」にあった青少年は全国で平成29年度は515人で、平成24年と比べて急増しています。

被害の被害者が一旦インターネット上に発信すると完全に消去することは困難であり、被害は深刻であることから、大阪府青少年健全育成条例を改正し、白面撮り被害を未然に防ぐための必要な規制を盛り込みました。

（平成31年4月1日施行。ただし、罰則については平成31年1月1日施行）

図1 総人口に対する未成年の被害児童の割合（全国）

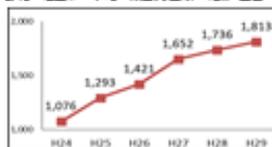


図2 児童虐待の被害児童の割合（全国）



出典：警察庁ホームページ

「STOP! ネット犯罪」子供の性被害



【SNSに起因する被害事例 出典：警察庁「STOP! ネット犯罪」リーフレット】

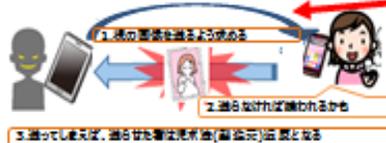
- 女子中学生は、SNSで知り合った匿名モデルになりすました男に、裸姿をやり取りする際に悪巧みに誘惑され、自分の裸の画像を送信させられた。
- 男子中学生は、SNSで女子中学生と裸の画像を交換したが、この「女子中学生」は大学生の男になりすましていたものであり、その男に「警察が学校に来ます」と脅迫されて男の自宅に呼び出され、わいせつな行為をされた。

規制の内容 条例改正の趣意

何人も18歳未満の児童に対して、当該児童に係る児童虐待の防止に関する措置を求めずはならない。

児童虐待防止法第2条第2項に規定する児童虐待（虐待や児童虐待の虞、電力的記録送信等の身体的）及びその電力的記録（メール等）を送付する行為が、禁ずる。

- 要求されるままに青少年の画像を送信してしまえば、送信させた者も児童虐待禁止法（第7条第4項の製造罪）の処罰対象となる。（製造罪：3年以下懲役又は30万円以下罰金）
- しかし、送信してしまっただけでは画像の複製リスクは永久に際ることになり、被害が深刻でない。
- 被害を未然に防止するため、送信（製造）の前段階である実行行為（青少年の画像等を要求する行為）を規制する。
 - 裸姿をやり取りする適切な機会を設けた上で画像を要求するなど手段は様々であるため、方法の如何にかかわらず禁止
 - 交際相手や友人の場合であっても複製リスク等があることから、要求相手との関係を問わず全ての人に対して禁止



この段階（要求行為）を禁止します！
悪意性の高い要求行為には罰則を科します！

- 上記上の規制が適用される場合個人への自宅まで訪問して画像を撮影する行為は禁止されません。
- 目的が青少年の健全育成に非公益目的の娯楽目的の撮影に限定し、その目的を達成し、好意を伝えたり友人関係の維持、その他に類似し、被害の発生を招かずに済む。

罰則 条例改正の趣意

青少年の判断能力の未熟さに付け込む悪意性の高い要求行為を行った以下の者には30万円以下の罰金を科します。

- 罰42条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの
 - 当該青少年に相ふれたにもかかわらず、当該児童を求めた者
 - 当該青少年を誘致し、欺き、若しくは恫喝させ、又は当該青少年に対し、別報を提示し、若しくはその提示の効果を求める方法により、当該児童を求めた者

青少年・保護者の皆さんへ（知っておいて欲しいこと）

- 18歳未満の青少年に裸姿や児童虐待の画像を送信しようとすることは違法行為です！
また、画像を送信しようとする行為は犯罪ではありません。罰せず、証拠を保存して、周りの大人や警察の警察、下記相談先に相談してください。
- 被害を未然に防ぐためにインターネット上の画像を削除する際は、次のことに注意しましょう。
 - インターネットやSNSで知り合った人と直接会わない！
 - よく知らない人に自分や友達の名前（連絡先等）や他人に知られたくない秘密を話さない！
 - どんなに楽しくても、また友達であっても、他人に見られて困るような画像を送らない！
 - 画像を要求されたら困った事があれば、恥ずかしがらずに周りの大人に相談する！
相談することは悪いことではありません。

会わぬ！ 秘密を話さぬ！ 撮らぬ！ 送らぬ！ 相談する！

- 相手は男性や児童の画像を盗み、アップロードします。画像を入手するために求めらるなり口が強制されていすので、注意してください。
 - LINEスタンプをあげるからお返しに入ってる写真を送って
 - 同年代女子になりすまし、裸がほしいと脅迫の脅かす打ち明けるふりをして、あなた裸の写真を送って
 - 裸の写真を送らされたら、直の下書きの写真を送ってこれない、もうやり取りはゆる
 - 今まで送ららなかつた画像や他人情報やネット上にばらまかれたりたかかったら、もっと適切な写真を送り
 - 児童虐待の本人の顔写真、一歩を盗むと性被害から子どもを守るために
 - 日ごろから子どもとコミュニケーションをとりながら、SNSで子どもを悪用する危険を伝えてください。また、子どもの画像やSNSのアカウントを厳しく管理することが大切です。悪用を防ぐため、子どもを悪用するに悪用してあげてください。そして、警察や相談機関に相談してください。
 - 子どもにスマートフォンを持たせる際には、利用のルールを定めたことと、フィルタリングの有効をお勧めします。
- ※インターネットの被害事例 被害者：フィルタリング 教材等の利用 大阪府青少年課ホームページ
※見守り活動方法について 研修電話 相談窓口にお問い合わせください。



困った時の相談先（相談無料、24時間無料） 困っていることがあれば、すぐに相談しましょう。

- 大阪府警察 ※緊急時は110番または警察官の警察官へ
 - 警察相談専用電話 ☎9110（受付時間：24時間365日）
 - 少年総合相談 グリーンライン ☎06-6944-7867（受付時間平日9:00-17:45）
- さくやが教育相談 大阪府教育センター（受付時間 平日9:30-17:30）
 - 子どもからの相談 さくやがホットライン ☎06-6807-7361 sakovska@edu.osaka-c.ed.jp
 - 保護者からの相談 さくやがホットライン ☎06-6807-7362 sawavaka@edu.osaka-c.ed.jp
 - 上記の受付時間以外はさくやが教育相談24（子ども専用）☎120-0-78310（24時間365日）
- 子ども家庭相談室 公益社団法人子ども情報研究センター（受付時間 月・火・木曜日10:00-20:00）
子ども専用：☎120-928-704 おとな専用：☎06-4394-8754
- 子どもの悩み相談 フリーダイヤル（子ども専用）（受付時間：24時間365日）☎120-7285-25（なこわっこのこころ）
- ドーンセンターサポートカウンセリンググループ（女性の電話相談）—無料の電話相談—
☎06-6937-7800（受付時間 火-金曜日17:00-21:00（祝日除く）、土・日曜日10:00-16:00）
※2018年7月より、16:00-20:00に電話受付
- 子どもの人権110番 告知書（大阪府警察・大阪府人権擁護委員連合会）
☎120-007-110（受付時間 月-金曜日8:30-17:10 土・日・祝日・24時間受付専用電話センター）
子どもの人権110番メール 110@110.jp 相談窓口の受付時間はこちらです。 <https://www.110.jp/>
- サテッコ（19歳までの子どもの性暴力の相談）SAP Sexual Assault Prevention Center（サポートセンター）
☎06-6832-0699（受付時間 水-土曜日 14:00-20:00）
- 子ども何でも相談 大阪府社会局
☎06-6364-6251（受付時間 毎週水曜日13:00-17:00 毎月第2木曜日18:00-20:00）